

# 小牧市空家等対策協議会運営規程

令和4年9月27日

## (趣旨)

第1条 この規程は、小牧市空家等対策協議会条例（平成31年小牧市条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長の選出)

第2条 会長の選出は、委員中に異議がないときは、指名推選の方法によることを通例とする。

## (会議の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会の会議（以下「会議」という。）において、会長の選出を行うものとする。

## (委員の代理)

第4条 会長を除く委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理の者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

## (会議の傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の5分前まで会議開催場所にて先着順にて行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所に入室しなければならない。

4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。

5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 前条の規定により、会議を非公開としたとき。

(議案の説明者)

第6条 会長は、議案に關係のある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第7条 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 公開した会議の議事録は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているものを除き、その写しを市民の閲覧に供するものとする。

3 非公開とした会議の議事録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の議事録の公開について、当該会議で決定した場合に限り、その写しを市民の閲覧に供することができるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月29日から施行する。